

## スウェーデンにおける保健福祉機器の開発普及策

日本社会事業大学教授 京 極 高 宣

### はじめに

スウェーデンにおける保健福祉機器（Health & Technical Aid-equipment）に関する取り組みの特徴は、その総合的抜本的な対策にあり、他の先進諸国に比較しても徹底した考え方と対応がなされている。

たとえば、人口約860万人であるスウェーデンの福祉機器支給に関する費用が約10億クローナ（300億円）であるという点にもそうした特徴があらわれている。

以下、わが国で紹介されている文献<sup>1)</sup>及び筆者の昭和61年の現地視察に基づいて開発・生産の面、支給制度について概要を示すが、その要は、スウェーデン障害研究所（The Swedish Institute for the Handicapped、略称 SIH）であり、また、ユーザーの参加であるともいえる。

### 1 スウェーデン障害研究所

#### 1. 開発・生産の促進について

スウェーデンにおける技術開発の中心機関は、技術開発庁（STU）である。STU は、次の3つの目標をもっている。すなわち、

(1) 社会のニーズに応える製品とシステムの開

#### 発促進

- (2) スウェーデン産業の競争力の向上
- (3) 技術知識の向上

である。プロジェクト部門の一つ〈医療・福祉・生命科学〉では人間と環境技術、医療機器、医療品技術、食品技術の他に、「障害者のための技術」も含まれる。STU はまたスウェーデン障害研究所（SIH）のアドバイスを得て、保健福祉機器の開発に関して企業を援助している。STU の援助金は、開発された製品が市場に出されると返済されなくてはならない場合もあるようだが、STU と SIH の協力により、企業が新しい福祉機器の開発に成功することが重要であって、そうした協力でアイディアを製品化するのが“スウェーデン方式”であるといわれている。

障害研究所は地方政府（県レベル）に対し、福祉機器に関して勧告を行う。地方政府の購入公社（SUB）は福祉機器を購入し、スウェーデン医療サービスを通して、後述するテクニカル・エイド・センターで障害者に無料で貸与する。STU が SIH と密接に協力していることが、企業にとっては、保健福祉機器の開発を決定する際の保証となっている。但し、すべての開発製品が SUB により購入されるわけではないから、マーケティング上のリスクは各企業が負うのであり、企業は、自らの判断に基づいて活動を行っていることを忘れては

ならないだろう。

製造企業に対し補助金は福祉機器の生産に着手することと、生産を促進するために二つの方法で援助される。

一つは、地方政府において、障害をもつユーザーに試用テストをして貰うために、研究所が一連の機器を購入することである。テスト期間の後、その機器が承認された場合は、研究所の“無料支給勧告機器”のリストに記載される。

他の方法は、企業に対して、機器の生産に必要な設備の購入について補助することである。この場合、開発後販売される機器の価格は、補助金の額に応じて決定されることになる。

また、生産を支援するため、特定の機器について販売保証を行う方法もある。もしも製造企業が一定期間（通常1～2年以内）内に販売出来なかった場合に、助成がなされる。

## 2. 支給制度について

スウェーデンの障害をもつ人々に関する目標はノーマライゼーションと社会への統合である。社会は、その目標を達成するため、総合的リハビリテーションを行えるよう、さまざまな援助を提供するが、その一つが、身体的損傷を補う保健福祉機器の保障、無料貸与である。ちなみに、我が国の無料ないし低額の給付と相違する点は不適合や修繕が必要な場合に、無料貸与ならば既に支給された機器を返済させる点にある。

福祉機器を必要とする人は、まず、全国にある四つの種類のセンターのいずれかに出向く。4種類のセンターとは、保健福祉機器センター（テクニカル・エイド・センター全国約40カ所）、聴覚センター（約60カ所）、視覚センター（約20カ所）及び補装具製作所（約30カ所）である。なおとの3種を統合した広義のテクニカル・エイド・セン

ターもあるようである。

保健福祉機器センターは主に運動機能障害者用機器、日常生活用機器、コミュニケーション機器を供給する。聴覚センターは、ろう者及び難聴者のための、補聴器、聴覚補助器、信号発信器、電話補助器などを供給する。視覚センターでは、盲人に対して、方向認知補助器、点字器、テープレコーダー等を供給する。また弱視者に対しては光学機器や照明機器がある。補装具製作所では、義肢装具の個別製作と適合がなされる。整形外科靴も支給される。センターには、医師、理学療法士、作業療法士、エンジニア、技工（熟練工）、教師、心理療法士、聴能士、視能士、言語療法士や他の専門職員が配置されている。

福祉機器の支給制度は、地方政府の保健医療サービスの一部として、地方政府（県）の責任においてなされるが、支給されるすべての保健福祉機器は、スウェーデン障害研究所が発行する“無料支給勧告機器”リストに掲載されたものである。なお市町村（コミュン）は対人福祉サービスには責任はもつが、保健福祉機器には責任のない点が、我が国の身体障害者更生相談所の機能と一部共通しているといえる。

もう一つの支給に関する重要な中央機関が、地方政府の機器購入公社（SUB）である。ある機器がSIHのリストに掲載されると、SUBは、供給する企業と価格その他について交渉し、機器本体及びスペア部品の価格や供給条件に関して契約（2年間有効）を行う。

以上の制度の他に、健康保険で支給される医師または保健婦の処方によるものがあり、これらの機器の試験・評価もSIHが行っており、承認済製品リストを出している。また、職業上の機器の必要な人に対しては、機器や装置の購入等について、一件あたり5万クローナの範囲で援助がなさ

れているといわれている。

### 3. 障害研究所の役割り

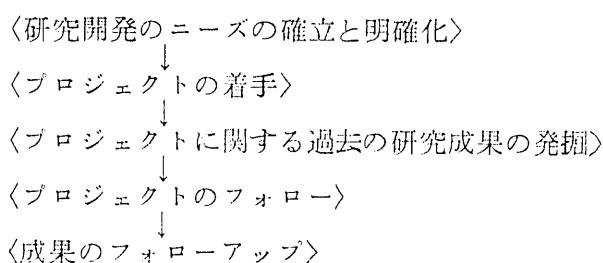
SIH は 1968 年に創設された保健福祉機器に関する中央機関であり、国と地方政府連合が共同で運営している。理事は 9 人で、内 5 人は地方政府、2 人が国、そして 2 人が障害者団体代表であり、職員数は 110 人、年間予算は 2,900 万クローナ（1982 年度、約 8 億 7 千万円）である。

SIH の目的は「機能障害をもつ人々が適切な機器を得て、利用しやすい環境に接近（アクセス）できることを確実にすること」にある。

SIH の主な機能は次頁の表（組織図）のとおりであるが、特に「無料支給勧告機器リスト」の発行は重要である。このために SIH は、広範な種類の機器の試験・評価を行っている。さらに各種機器に必要な仕様も定めている。

研究の機能の一つである〈研究開発の実施や調達〉も重要である。これは、実際には大学、研究機関、病院、民間企業、およびユーザーである障害者と協力して行われる。

結論的に言えば、SIH の福祉機器に関する役割の中心的な流れは次のようになる。



このように、SIH は、福祉機器の多くの側面について幅広い責任を負っており、開発段階から、生産、フィールド・テスト、修正、情報提供活動・教育、そして支給の段階までをすべてフォローする体制がとられている。

なお、障害研究所の財源には 1 人当たり 3 ク

表 障害研究所の組織

理事会 所長	調査部	研究開発部	試験部	情報教育部	運営管理部
Visual Impairment					
Mobility Impairment					
Hearing Impairment					
Mental Impairment					
Speech Impairment					
Medical Handicapped					
Housing Planning					
Children					
Information Technology					
Supply System					

（注）一つの Project に 5~10 名の所員が当たるが、必要に応じてスタッフが組み合わされる。

こうしたハンドディキャップ別のプロジェクトではなく、社会環境上の分類（1）福祉機器供給（2）児童（3）住宅環境計画（4）労働環境計画のプロジェクトも別途、用意されている。

ラウン／年間〉の福祉機器補償金が研究所基金として、国家健康保険を通じて国から支払われている。この他に出版物販売、車の改造・講習、利息もこの基金に組み入れられている。

スタッフは 110 名で、その専門はエンジニア、理学療法士、作業療法士、社会学者、工業デザイナー（2 名）、建築家（3 名）、情報担当官などである。

### 4. ユーザーの参加について

障害者のニーズは多種多様であるため、各々の機器のマーケットは極めて小さい。そのため、企業にとって、開発・生産のリスクが大きすぎ、必要とされる製品をすべて作らうとする経済的動機はない。従って少量ながら必要な福祉機器の開発を促進するためにはユーザーの参加が不可欠で

ある。

新しい福祉機器についてニーズを明らかにすることは、必ずしも容易なことではない。障害者自身の問い合わせに、専門家や技術者そして開発企業が協力して、ニーズが確立される。

スウェーデンの障害者団体は、福祉機器の開発と供給のための委員会にも参加して、情報を提供すると共に、障害者へ情報をフィードバックしている。障害者自身が、これらの活動の可能性と限界を知ることは、障害者団体の活動にとっても重要なである。

福祉機器の使用者として要求しなくてはならないことは、機器が自分のニーズに合っていて、機能的に、安全にそして高い信頼の下に使用できるか否かを試すことである。従って試用して合格したものをお支給リストに掲載することとなっている。

障害者の為の機器についての国内市場は小さいため、例えはコンピュータシステムを内蔵したものなど、高い技術水準の機器の開発や、供給の可能性は低い。従ってこうした問題を解決するための国際協力が検討されなければならない。国際協力にはコストがかかり、時間も要し、多くの問題もつきまとうが、経済的リスクを最小限に押えて、各参加国や参加企業が共通利益を得られる世界的規模のプロジェクトの実現されるよう努力が求められている。こうしたことを推進することにも障害者自身の参加が必要である。

いざれにしても福祉機器の開発供給における障害者の参加は、不可欠のことであり、問題点の整理は、障害者の側が行うべきものである。機器の開発には障害をもつ人自身の知識と自分の状況を改善する意欲を最大限に利用しなくてはならない。

## 2 テクニカル・エイド・センター

### 1. テクニカル・エイド・センターの役割

スウェーデンは地方政府(23)および市(279)から成っており、地方政府はスウェーデン地方政府連合に加盟している。

地方政府の主な責務はその地区の保健と医療ケアを供給することであり、また公共交通、地域計画、福祉機器の支給も行う。

この地方政府には、Technical Aid Center(テクニカル・エイド・センター)、Visual Center(視覚センター)、Hearing Center(聴覚センター)、Workshop of Prosthetic and Orthotic(補装具製作所)の4種類のテクニカル・エイド・センターのうち少なくとも1つまたはそれ以上のセンターがあり、これらはリハビリテーションセンター、リハビリテーション病院、メディカルサービスセンターなどに設置してある。

センターの主な機能は、我が国の身体障害者更生相談所の機能に似ているが、保健福祉機器の展示や補修・改造を行うほかに、我が国の福祉事務所で行っている補装具給付事業や日常生活用具給付事業もあわせて行っているところに特徴がある。すなわち、テクニカルエイドのうち主として移動に関するものや、日常生活用機器に関して、支給を行うために、情報の提供、相談、処方、適合指導を行うとともに、建物や設備の改造、修理のサービスを提供することである。特に、

#### (1) 福祉機器の無償支給

運動障害者機器(車いす、歩行用機器、リフト、ベッド)、日常生活用機器、言語障害者用コミュニケーション機器を用意しておき、障害者が相談にくると、障害者の障害特性に合うものであればその場で支給する。障害特性に合わない場合はそ

のセンターで改造して支給する。

## (2) 福祉機器の改造

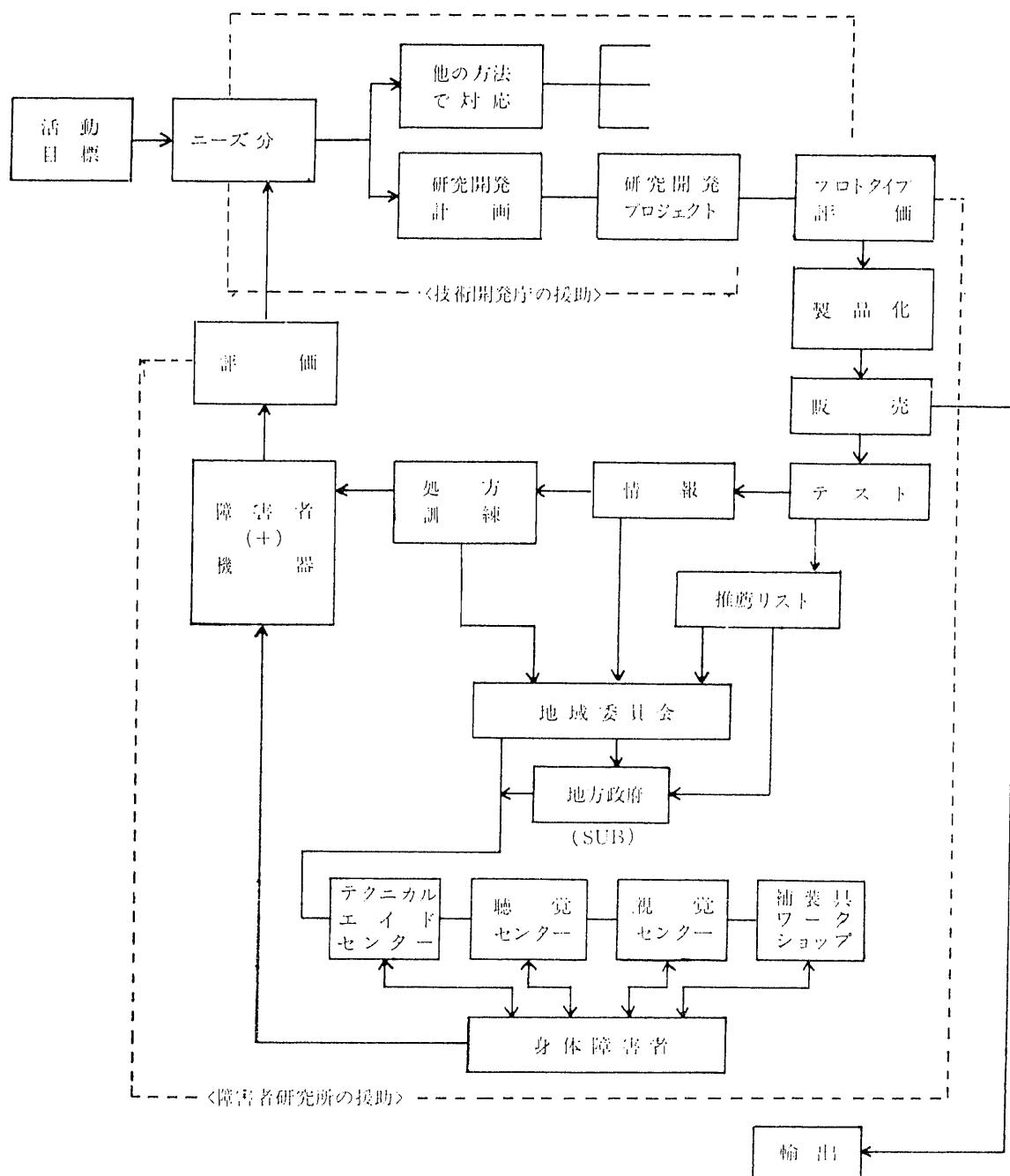
センターの特徴として車いすの改造ができ、さまざまな車いすの部品が貯蔵しており、すぐに改造できるワークショップをもっている点があげられる。また体の変形した障害者にあわせるためにシートをつくる縫製部門もある。このワークショッ

プには熟練工が若干名いて微妙な補修、改造などを手かけている。

## (3) 貸し出している福祉機器の回収、修理、再貸し出し

貸し出している福祉機器は障害児が成長して体に合わなくなったり、障害の程度が重度になった場合にはセンターのスタッフが家庭を巡回し

図 スウェーデンにおける保健福祉機器開発普及システム



て回収し、使用可能な機器は洗浄、消毒のうえ再貸し出しに備える。使用不能な機器は使用出来る部分だけを取り出し利用する。

冬期には車いすなどの移動機器は、外出頻度の少ないため返却されることが多い一方、夏期には在庫がなくなるということである。また、センターでは、ボランティアに対する教育・研修も行っている。

## 2. スタッフ及び予算

センターの職員は医師、理学療法士、作業療法心理療法士、言語療法士、技術者、技師、聴覚・視覚の専門家など各種の専門職員からなる。

これらの専門職のいくつかは障害者の福祉機器の必要性、福祉機関に関する総合的判定・処方を行うことができる。

次にあるセンターの例を示そう。

ストックホルム市は人口規模が大きく、四つのセンターがある。その1つ南部センターは、10,000人の障害者にサービスを行っている。ここでは主に運動障害者機器（車いす、歩行用機器、リフト、ベッド）、日常生活用機器（Basic Aidといわれている）、言語障害者用コミュニケーション

機器を供給しており、医師（週1日／4時間勤務）および理学療法士・作業療法士10名、技術者2名、技能員8名が勤務している。

ストックホルム市のテクニカル・エイド・センターの総予算は1億SEKで、スウェーデン全体では4億SEKである。またストックホルム市の視覚センター予算は500万SEK、聴覚センター予算は1500万SEK、補装具製作所予算は1300万SEKである。

## むすびにかえて

以上、障害研究所及びテクニカル・エイド・センターについて簡単に説明したが、スウェーデンにおける保健福祉機器開発普及システムの全体像について、図示（前頁）することでもすびにかえたい。同国では我が国の場合と比べて、総合的対応がなされていること、タテ割り行政の弊害が除去されていることと、障害者自身の参加を含む市民参加型運営がされていることなどが目につくが、今後、より詳細な調査研究のなされる必要がある。

(注) 本稿は厚生省社会局身体障害者福祉専門官丸山一郎氏の論文「スウェーデンの福祉機器の現状」(『障害者の福祉』1986年2月号)を基本にしてまとめられている。

なお、原資料としては、The Swedish Institute for the Handicapped, Annual Report 1980 を参考とされたい。また日本語の報告書としては、吉賀唯夫「スウェーデンにおける福祉機器開発の実状調査報告書」(1986年2月8日)が詳しい。

(きょうごく　たかのぶ)